

(様式第2号)

令和2年度第6回 芦屋市景観アドバイザー会議 会議要旨

日時	令和2年10月30日(金) 午後1時30分～午後5時
場所	東館3階 中会議室
出席者	委員 小浦 久子, 武田 重昭 届出者 (1) 認定こども園 (朝日ヶ丘町499番1外) 申請者 **氏 設計者 **氏 事務局 白井都市計画課長, 岡本都市計画課係長, 桑原都市計画課課員
事務局	都市建設部都市計画課
会議の公開	<input checked="" type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 会議の冒頭に諮り, 出席者2人中2人の賛成多数により決定した。 〔芦屋市情報公開条例第19条の規定により非公開・一部公開は出席者の3分の2以上の賛成が必要〕 <非公開・一部公開とした場合の理由> 審議の内容に個人情報等が含まれているため, 非公開とする。
傍聴者数	0人

1 会議次第

(1) 開 会

(2) 議 事

ア 景観地区内における大規模建築物等の景観協議について

(ア) 認定こども園 (朝日ヶ丘町499番1外)

イ その他

(3) 閉 会

2 審議経過

(1) 認定こども園 (朝日ヶ丘町499番1外)

令和2年10月20日付けで届出のあった建築計画について景観協議を行い, 主に下記の内容について景観アドバイザーから意見があった。

- ・ 計画地は、東西に細長い敷地形状であるため、壁面の雁行や分節化、適切な素材の選択等の工夫により、道路に面して長大な壁面とならないよう計画すること。とりわけ、交差点から視認性の高い南東角については、圧迫感を軽減するよう工夫すること。
- ・ 計画地が風致地区に指定されていることを鑑み、石積み擁壁を含め、既存の景観はできる限り残すことを基本とし、やむを得ず撤去する場合は、既存の緑豊かな景観の継承に努めること。また、敷地内のオープンスペースや道路後退部分については、効果的かつ十分な植栽配置等の工夫により、可能な限り無機質な空間とならないようにすること。
- ・ 建築物に附属する駐車場は、通りから見えない配置を基本とし、地形や隣接地に対しても配慮した配置及び規模とするとともに、やむを得ず通りから視認できる場合には、十分な修景植栽を施す等通りからの見え方に配慮すること。
- ・ 建築物の意匠だけでなく、エントランス周りや駐車場アプローチの舗装部分、ゴミ置き場、建築物に附属する塀や柵等の仕上げについても、敷地における外観意匠を構成する重要な要素となることから、材料の質感や色彩を工夫することで、地域の景観を向上させるような質の高いデザインとすること。